

令和7年度 発注者支援業務等に関する説明会に関する質問・回答

NO.	質 問	回 答
1	配置予定管理技術者の直接的雇用関係が確認できる資料の写しとして、令和7年12月1日までは有効となっております既に発行された健康保険証の写しを使用することは可能でしょうか。	有効期限内ですので可能です。
2	配置予定管理技術者の直接的雇用関係が確認できる資料の写しとして、効力のあるものを具体的にご回答お願いいたします。	すでに発行されR7.12.1まで有効の健康保険被保険者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書【特別徴収義務者用】の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料で雇用関係が確認できる資料をご提出ください。